

公益財団法人パブリックリソース財団  
評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人パブリックリソース財団（以下「当法人」という。）の定款第17条及び第35条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第14条に基づき置かれるものをいう。
- (2) 役員とは、定款第29条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、当法人を主たる勤務場所とする役員をいう。非常勤役員はそれ以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (5) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、宿泊費を含む旅費、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 当法人は、常勤役員に対し職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員及び非常勤役員は無報酬とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 当法人の常勤役員の報酬月額、別表の「役員の報酬月額」のとおりとする。

(報酬の支給日及び支給方法)

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、支給日については、職員の例により毎月一定の日に支払うものとする。

2 報酬等は通貨をもって支給する。但し、本人が指定した本人名義の金融機関に振り込むことができる。

3 全ての報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支払うものとする。

(通勤費)

第6条 常勤役員には、通勤の実態に応じ通勤費を支給する。

(費用)

第7条 当法人は、評議員及び役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 評議員及び役員には、会議出席等に要した交通費を支給する。

(公表)

第8条 財団は、この規程を、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益認定の日から施行する。

附則

この規程は、2017年6月16日から施行する。

附則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2022年7月1日から施行する。

別表（第4条関係）

役員報酬月額

常勤理事（理事長）	報酬月額	金397,500円
常勤理事（専務理事）	報酬月額	金397,500円